

1 3 環境影響評価書（条例第24条第1項）

1 趣旨

評価書は、行政機関等からの意見を受けつつ実施した環境影響評価の最終的な結果をとりまとめたものを周知するために作成を求める書類であり、準備書の修正版となるものです。

作成に当たっては、準備書に対して述べられた知事意見を十分尊重して準備書の記載事項に検討を加えてください。

2 作成する者

対象事業を実施しようとする事業者

3 作成の時期

準備書に対する知事の意見を受けた後作成してください。

4 様式

様式の定めはなく、記載事項が網羅されていれば足够了。準備書と同様の事項に留意して作成してください。

5 記載事項

(1) 記載事項

評価書は、住民等や知事からの環境の保全の見地からの意見を受けて準備書の記載事項を修正したものであり、準備書と同様の事項を記載することとなりますが、それに加え、以下の事項を記載する必要があります。

①準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

➡※1

②準備書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解➡※2

③準備書の記載事項の修正の内容➡※3

(2) 記載に当たっての留意事項

評価書の記載事項については、準備書の記載に当たっての留意事項を参考にしてください。

※1 準備書に対して住民等から提出された意見書に記載された意見をまとめたものとそれに対する事業者の見解を対比させる形で記載してください。意見書が提出されなかった場合は、その旨を記載してください。

※2 準備書に対する知事意見とそれに対する事業者の見解を項目ごとに対比させる形で記載してください。

※3 準備書の記載事項とその修正内容（評価書の記載事項）を対比させる形で記載し、修正部分に下線を引いてください。

6 評価書の補正

知事から評価書に対する環境保全上の意見が書面により提出された場合には、評価書の補正を行う必要があるかどうかの検討を行い、補正することとした場合には所要の補正を行った上で補正後の評価書の提出を、補正しないこととした場合には知事に対し補正しない旨の通知を行ってください。

7 要約書の作成

準備書と同様に、要約書を作成してください。

8 複数事業者又は複数事業に係る評価書の作成

評価書は準備書の修正版となりますので、準備書の作成の際に一本化や代表者の決定を行った場合は、評価書も同様の方法で作成してください。

9 提出先

県（環境生活部環境政策課）及び関係地域を管轄する市町村に提出してください。提出に当たっては、方法書の例を参考にした送付書を添付してください。

10 提出部数

県に対しては、正本及び要約書を1部提出してください。評価書に対する知事意見が述べられなかった場合（知事から意見がない旨の通知があった場合）及び知事意見が述べられはしたものの評価書の記載事項の補正を行わなかった場合には、更に副本及び要約書を29部提出してください。評価書に対する知事意見が述べられ、評価書の補正を行った場合には、補正後の評価書の正本を1部、副本を29部（要約書も同数）提出してください。

市町村に対しては、評価書に対する知事意見が述べられなかった場合には知事から意見がない旨の通知があった後で、評価書に対する知事意見が述べられ評価書の補正を行った場合には補正を行った後で提出してください。部数については、正本1部のほか、縦覧に使用する部数を当該市町村に確認してください。

11 記載例

表紙

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 1-1 事業者の名称
- 1-2 代表者の氏名
- 1-3 主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

- 2-1 対象事業の名称
- 2-2 対象事業の目的
- 2-3 対象事業の内容
 - 1. 対象事業の種類の詳細
 - 2. 対象事業実施区域の位置
 - 3. 対象事業の規模
 - 4. その他対象事業の内容に関する事項
 - 5. 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業
 - 6. 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの
 - (1) 人口計画
 - (2) 道路計画
 - (3) 公園・緑地計画
 - (4) 供給処理施設計画
 - (5) 廃棄物処理計画
 - (6) 工事計画

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

- 3-1 自然的状況
 - 1. 大気質の状況
 - 2. 気象の状況
 - 3. 水質の状況
 - 4. 水象の状況
 - 5. 水底の底質の状況
 - 6. 騒音及び超低周波音の状況
 - 7. 振動の状況
 - 8. 悪臭の状況
 - 9. 地形及び地質等の状況
 - 10. 地盤の状況
 - 11. 土壌の状況
 - 12. 植物の生育及び植生の状況
 - 13. 動物の生息の状況
 - 14. 生態系の状況
 - 15. 景観の状況
 - 16. 人と自然との触れ合いの活動の状況

3-2 社会的状況

1. 人口の状況
2. 産業の状況
3. 土地利用の状況
4. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
5. 交通の状況
6. 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
7. 下水道の整備の状況
8. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
9. その他の事項
 - (1) 資源の利用の状況
 - (2) 廃棄物の処理等の状況
 - (3) その他

第4章 関係地域の範囲

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書を平成△年△月△日に知事に送付したところ、平成△年△月△日から平成△年△月△日までの間縦覧に供され、縦覧開始日から平成△年△月△日までの意見提出期間内に△人から△通の意見書の提出があった。意見書に記載された意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
⋮	⋮

第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成△年△月△日付け〇〇第△△号で千葉県知事からの意見が通知された。知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

1. 知事意見
： 　： 　： 　： 　： 　：

2. 知事意見に対する事業者の見解

(1) 大気質にかかわる事項

(項目ごとの知事意見)
：
：

〈事業者の見解〉

： ； ； ； ； ；

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

7-1 環境影響評価の項目の選定

方法書に対する知事意見を尊重して最終的に選定した活動要素及び選定理由を表△-△に、環境影響評価の項目及び選定理由を表□-□に、環境影響評価の項目の細区分及び選定理由を表○-○に、それぞれ示す。

： ； ； ； ； ；

7-2 調査・予測・評価の手法及び結果

方法書に対する知事意見を尊重して最終的に選定した調査・予測・評価の手法及び当該手法に基づき実施した調査・予測・評価の結果を以下に示す。

： ； ； ； ； ；

第8章 環境の保全のための措置

8-1 (環境保全措置の区分 例：防音壁の設置)

1. 環境保全措置の実施主体
2. 環境保全措置の内容
3. 環境保全措置の効果及び環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化
4. 環境保全措置の効果の不確実性の程度
5. 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
6. 環境影響の回避・低減が困難である理由
7. 損なわれ又は創出する環境に関する事項
- (1) 場所
- (2) 環境要素の種類及び内容
8. 当該環境保全措置と比較検討した複数案の内容及び検討結果
9. 実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討の結果

環境保全措置が代償措置である場合

8-2 (環境保全措置の区分)

： ； ； ； ； ；

第9章 監視計画

9-1 事後調査を行うこととした理由

9-2 事後調査の項目及び方法

9-2-1 大気質

供用時

- 1. 調査の項目の細分
- 2. 調査地点等
- 3. 調査の手法
- 4. 調査期間等

施工時

- 1. 調査の項目の細分
- 2. 調査地点等
- 3. 調査の手法
- 4. 調査期間等

9-2-2 水質

: : : :

9-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の対応の方針

9-4 事後調査の結果の公表の方法

9-5 関係地方公共団体等との協力（関係地方公共団体等への要請）の方法及び内容←事業者以外の者が把握する情報を活用する場合

9-6 対象事業に係る施設等の譲渡後の事後調査に関する事項

- 1. 譲渡後の実施主体の名称
- 2. 譲渡後の実施主体との協力（譲渡後の実施主体への要請）の方法及び内容

事後調査期間中に対象事業に係る施設等を譲渡する（引き継ぐ）場合



第10章 環境影響の総合的な評価

1. 調査・予測・評価の結果

項目	項目の細分	調査の結果	予測の結果	評価の結果
		大気質	硫黄酸化物	
窒素酸化物				

: : : : :

2. 環境影響の総合的な評価

第11章 委託の状況等←環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合

本事業に係る環境影響評価は、下記の者に委託して行った。

1. 受託者の名称及び代表者の氏名
2. 受託者の主たる事務所の所在地

第12章 準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

準備書を平成△年△月△日に知事に送付したところ、平成△年△月△日から平成△年△月△日までの間縦覧に供され、縦覧開始日から平成△年△月△日までの意見提出期間内に△人から△通の意見書の提出があった。

これに対する事業者の見解を記載した見解書を平成△年△月△日に知事に送付したところ、平成△年△月△日から平成△年△月△日までの間縦覧に供された。

その内容は、以下のとおりである。

準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
：	：

第13章 準備書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成△年△月△日付け〇〇第△△号で千葉県知事からの意見が通知された。知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

1. 知事意見
： ； ； ； ； ；
2. 知事意見に対する事業者の見解
(1) 大気質にかかわる事項

(項目ごとの知事意見)
：

〈事業者の見解〉

： ； ； ； ； ；

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

項 目	準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
:	:	:	:	: